

研修生・実習生等受入に係る感染症防止対策について

公立昭和病院では、研修生・実習生等の受入時に外部から新型コロナウイルス等を持ち込まないことを目的として、職員と同様、下記の対応が必要となります。

①実習開始の1週間前からの対応

- ・健康観察および観察シートの記入を行う。
- ・平熱でない場合や、該当する項目があった場合は、事前に人事研修係へ連絡し、核酸増幅法検査を実施する。
- ・検査結果等を総合的に踏まえて、実習可能かを判断する。

②実習開始後の対応

- ・毎日、朝・晩検温を行い、平熱であることを確認する。
- ・毎日、健康観察を行い、該当項目がないことを確認する。
- ・平熱でない場合や、該当する項目がある場合は、来院せず、実習責任者に連絡をとり、職員同様、検査等の対応を行う。
- ・検査結果等を総合的に踏まえて、実習可能かを判断する。
- ・実習中、体調の変化を感じたら速やかに申し出ること。

①・②による検査等で陽性となったものは、研修再開は、当院の職員の規定に準じて行われる。また、濃厚接触者に該当する場合は、検査陰性であっても、当院の職員の規定に準じて健康観察期間は、研修は中止とする。

『同居人が陽性になった場合』や、『マスクなしで接触した人が48時間以内に陽性になった場合』などは、速やかに申し出ること

実習期間中は、感染の恐れがあるため、アルバイトはご遠慮いただきますようお願いいたします。